

第3回東京都税制調査会

平成14年11月25日(月)10:30～11:30

都庁第一本庁舎33階特別会議室S6

【神野会長】 それでは、ご出席いただきますご予定の方で、事前に遅れるというご連絡をいただいている方を除きまして、全員お揃いのございますので、今年度最後の東京都の税制調査会を開催したいと思います。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。総会としては第3回目になりますけれども、平成14年度の東京都税制調査会を開催したいというふうに存じます。

先日、開催させていただきました調査会に引き続きまして、今日、答申案についてご審議をいただきます。できれば本日まとめて、知事は今日は海外にいらっしゃいますので、副知事を通じてお渡ししたいと思いますので、ご協力いただければと思います。

本日の審議につきましては、これまでと同様にこの調査会の運営要綱第2の5によりまして、議事を非公開にさせていただきたいと存じます。非公開にさせていただくということにご異議がなければそのように取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

【神野会長】 それでは、大変申し訳ございません。これ以降の議事は非公開とさせていただきますので、プレスの方々にはご退室いただければと存じますので、ご協力をいただきたいと思います。

(プレス関係者等退席)

【神野会長】 それでは、これより議事に入らせていただきます。

お手元に議事次第が行っているかと思いますが、本日は、平成14年度、今年度の税制調査会の答申案を審議していただくということのみでございますが、この答申案につきましては、前回の調査会でご議論を既にいただいております。そして、前回の調査会で皆様からいただきましたご意見などを参考にいたしまして、事務局、それに私のほうで整理させていただいております資料がございます。これは多くの皆様方には事前にご意見などをいただいて、最終的に私の責任でとりまとめさせていただいたものでございますけれども、事務局のほうからご説明をさせていただければと思います。

事務局、よろしくお願いいいたします。

【税制部長】 それでは、私のほうからご説明させていただきます。

前回の総会でもって、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見をもとに、会長がおっしゃられましたように、ご相談をさせていただいた上、お手元に修正後の答申案と答申概要、それに答申案新旧対照表という資料をお配りさせていただいております。

さっそく、答申案の新旧対照表に沿って修正箇所等について、ご説明を申し上げたいと存じます。

対照表は、左の欄に該当箇所といたしまして、答申案の各章と該当のページ及び行を書いてござい

まず、中央の欄に原案（11月20日時点）といたしまして、前回お示しいたしました答申案での記述内容、そして、右の欄に修正案といたしまして、それぞれをどのように修正したのかを記載させていただきます。

まず、税源移譲が遅々として進んでいないことにつき、「はじめに」で従前は「座して死を待つに等しい愚行と言わざるを得ない」という記述がございましたが、これを「地方分権という時代認識を欠いた余りにも後ろ向きの対応と言わざるを得ない」との表現に改めさせていただきました。

次に、第1章の「都市再生のための税制のあり方」のうち、大きな2番の「目指すべき東京の都市像とその実現のために」の項のところでございますが、中小企業に配慮する観点から「産業の活性化支援等」の前に「中小企業をはじめとした」という記述を追加させていただきました。

続きまして、大きな3番の「都市再生と税制のあり方」、これは9ページの4行目でございますが、都市再生に資する税財源の確保策を幾つか例示させていただいている項目の中のイのタイトルを、「道路財源の充実」としておりましたのを「地方道路財源の充実」に改めさせていただきました。また、同じページのウでございますが、27行目でございます。ここでもやはり中小企業に配慮する観点から、「中小企業にも十分配慮しつつ」というように、「十分」という文字を追加させていただきました。

続きまして、「都市再生に資する政策支援税制の活用」の中の、安全・安心というジャンルに属する税制のあり方に関する例示の部分でございますが、これは13ページの14行目でございます。新たにウという項目を追加いたしまして、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減や新築住宅・小規模非住宅用地に対する固定資産税等の減免については、都区財政に与える影響等もあるが、継続する方向で検討すべきである」としております。

続きまして、政策支援税制の文化・観光というジャンルの中のカジノ税に言及している部分でございます。14ページ、7行目でございます。カジノの運営形態そのものが見えない中で、踏み込み過ぎるとの判断がございまして、「カジノ運営に不可欠な地域環境整備やインフラ整備などの行政サービスを地方自治体が提供することになること」という箇所を削除させていただきました。

次に、新旧対照表の2ページ目になりますが、第2章の「自主自立の税財政制度の確立」のうち、大きな2番でございますが、遅々として進まない税源移譲 19ページの10行目でございます。この中の税源移譲をめぐる表現に関する部分でございますが、従前「地方分権を進めようとしていた精神はどこへ行ってしまったのだろうか」との記述がございましたが、これを「この間の国の動きは、「地方分権」の推進という使命を放棄したも同然である」との表現に改めさせていただきました。

続きまして、大きな3番の地方税財政制度の改革の基本的方向の中、20ページの7行目の末尾でございますが、経済財政白書に言及している箇所がございます。この直後に「なお、このシミュレーションは各地方公共団体の普通建設事業費を1割削減することを前提としている点に留意する必要がある」との記述を追加させていただきました。

次に、その下の付記事項（案）をごらんいただきたいと思います。

法人事業税への外形標準課税の導入についてといたしまして、外形標準課税は中小企業には重い負

担となる。現在、国において検討中の資本金1,000万円未満の小規模法人に対する特例制度では、中小企業への配慮が不十分であるというご意見がございましたので、答申の取りまとめに当たりまして付記事項とさせていただきます。

前回の総会でいただきました意見の取り扱いにつきましては、以上でございます。

なお、本日お配りしております答申案本文は、これらの意見をすべて反映させたものとなっております。また、本日ご欠席の矢部特別委員から、お手元に配付いたしてございます「矢部特別委員のご意見」というのがございますが、前回の総会でのご自身の意見を整理したものをそこに机上配付させていただきます。ちょっと読ませていただきます。

「東京都は、小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減は昭和63年度から、小規模非住宅用地に対する固定資産税等の減免は今年度から、緊急避難的措置として実施している。

本来、あるべき固定資産税等の負担額はこれらの措置を踏まえて算定されるべきであるにもかかわらず、現行の固定資産税制は、大都市東京特有の地価事情を反映しておらず、また、非住宅用地の税負担額が住宅用地の税負担額の最大6倍になるなど均衡を失っている状況にある。

都独自の軽減・減免措置は、都民の負担感を考慮し、現行税制のゆがみを少しでも緩和させるために導入しているものであり、引き続き継続すべきである」とのご意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。失礼いたしました。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

ただいま、修正箇所を含めて事務局のほうからご説明いただきましたけれども、できれば、本日この案で皆様のご了解をとりたいと思いますので、どこからというふうに議論をしていただく箇所を限りませんので、全体につきましてご意見やご質問ございましたら頂戴できればと思います。いかがでございでしょうか。

まとめ方については、ご不満その他もあろうかと思っておりますので、どうぞご自由にご意見をお出しいただければと思います。

【水城委員】 今回、都市再生のための税制のあり方ということで、これは都税調の一応区切りというか、卒業論文といえますかそういう性格になりますが、こういう観点から見ても、やはり税源移譲というのは進めていかなければいけないということは色濃く出ていると思います。ただし、日本全体を見ますと、私もいろいろなところで熾烈な議論をしておりますが、地方自治体においてもそんな税源移譲というような手荒な改革ではなくて、今の交付税制度でちゃんと地方を守ると。これをむしろ現状を強化してやってほしいと。

特に力の弱い町村なんかからは、そういう本音の部分も依然として根強く残っておりまして、必ずしも地方自治体も一枚岩ではないと、非常な温度差が多いわけでありまして。肝心の総務省も我々今回指摘しておりますけれども、やはりこの地方交付税の改革ということについては、どうも腰が引けている。そこがまた反対勢力からつけ込まれる材料にも私はなると思うので、そこら辺はちゃんと総務省も地に足をつけてやってもらわなければいけないので、そういう点も指摘したというのは大変妥当

なことだと思えます。

一方、反対の牙城である財務省はどうかというと、これも必ずしも一枚岩ではないんです。主税局は、税源移譲なんていうことはもう夢にも考えていない。絶対あってはならないことだと、こういうことでありますが、主計局のほうは、これだけ地方に国からお金が流れている。もうこれ以上はもたないという意識があります。とって、税源移譲にすぐ行くわけではないんですが、何とかしなければいけないという危機感があります。ですから、地方も血を流してこれを実現するのだというようなことにだんだん進んできますと、また突破口もあるのではないかとということで、必ずしも財務省も一枚岩ではないと、こういうことでございます。

そういう中で、今、小泉政権、歴代内閣としては今までタブー視されていた税源移譲というのが公的ベースにも乗ってきて、来年6月には三位一体の方向を打ち出すというところまでこぎつけているわけでございまして、これも我々都税調も貢献をしているのではないかとということで、我々も誇りを持って先頭に立っていかなければいけないと思えます。そういう意味で、今回の答申は非常に私は自画自賛になりますが、よくまとまったものだと思います。

私は、2つの方向があるのではないかと。一つは、今、こういう膠着状態、これ打開するために切り込み隊長といいますが、税源移譲を叫んで、やはり先頭に進んでいくと、こういうアプローチが一つございまして、もう一つは、同時に全体の状況を見ながら、相手の出方も見ながら、押すところは押し引くところは引いて、ちゃんと理論武装をしながらしたたかにこの世論を形成していくと、こういうやり方と私は両面作戦が必要だろうと思えます。

そういう意味では、この答申は非常に切り込み隊長的な役割も大きく果していると同時に、相手の立場に立って相手の意見もちゃんと紹介して、それに対してきちっと反論し、説明していると、そういう非常に懐の深いところも見せておりまして、そういう意味では私は大変よくできた卒業論文だというふうに思っております。

あと、そのほかのところでも表現上の問題とかいろいろございますけれども、もうそれはこれまでも申し上げておりますので、以上、基本的に了解したいと思えます。

以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございました。自画自賛になるかもしれませんが、委員からご評価をいただいた答申としてまとめられたということについて、事務局、その他の努力に感謝いたします。

ほかには、どうぞ、お願いいたします。

【古館特別委員】 おはようございます。

それでは、平成14年度東京都税制調査会答申案に対する意見を述べさせていただきます。

質疑の中で、私は税源移譲を論じた第2章を全体としてオープンキーにして一つにまとめ、第1章、都市再生のための税制のあり方、1の求められる大都市東京の再生、2の目指すべき東京の都市像とその実現のためには、すこぶる政策的・政治的な性格に属するものであり、しかもお金を都政施策の都市再生に振り向けるという、いわば歳出の範疇のもので、都税調の守備範囲を越えていることなど

を指摘し、削除が適当との意思表示をいたしました。これらが答申どおりに出されてきていることについては極めて不本意であります。

私は、税制の問題では、将来的にも大きな企業や高額所得者に応分の負担を求める応能負担の原則を貫くべきだと確信しています。すなわち、直接税中心、総合累進、生計費非課税です。実は、我が国においての所得格差は、80年代、90年代を通じて急速に拡大をしております。日本は主要国の中で最も所得格差の大きな国の一つとなっております。政府の統計でも、81年には7.4倍だった格差が、96年には33.2倍に拡大しております。

こうした現状を踏まえ、財政、税制、社会保障もそうですが、国民の所得を再分配し貧富の格差を是正するという方向にこそ税制の根本があると考えております。実は、都の税収を都民の立場で見た場合に、法人二税について、平成8年度から毎年のように減税、都の立場では減収ということになりますけれども、税制改正によって最高税率が連続的に引き下げられ、8年度から13年度までに累積でおよそ4兆円を下らない税収減となっております。景気の低迷による税収減とともに、大企業などへの減税が法人二税の減収を恒常的なものにしております。

以上のように、法人二税の不安定性、税収の落ち込みは、政府のこれまでの大企業を中心とする連続的な減税政策などにあることを指摘した上で、答申にある法人事業税への外形標準課税は、大企業などの高収益を上げているところへの一層の減税と、中小企業、しかも赤字の中小企業への重い税負担が課せられることになることは明らかで、政府税調と軌を一にして、都税調が導入に道を開く提言には反対です。

炭素税については、環境政策の諸体系、施策の中で、その一つとして税を検討の素材に上せていくことが適当であり、慎重な対応が必要であると考えております。道路特定財源は配分比率を高めることではなく、一般財源化を求めること。そして、最後に地方税としてのカジノ税については、カジノが賭博行為として法律で禁止され、カジノについて今日なお国民的・都民的合意が得られていない中で、地方税にと答申することなどは論外であり、削除すべきであります。

政府税制調査会が2003年度の税制改正で小泉首相に答申したのに続いて、財政制度審議会が来年度予算編成に関する意見書を塩川財務省に提出した内容を見ますと、政府税調答申では配偶者特別控除や教育減税として導入された特定扶養控除の廃止・縮減が明記され、法人事業税への外形標準課税の早急な導入、消費税の免税点引き下げと簡易課税廃止の方針など、庶民や中小・零細企業などへの徹底した増税を求めるものとなっております。これらの税負担増は数兆円規模に達するものと推計されております。

また、財政審は年金給付を引き下げ一方で、雇用保険料、介護保険料などは引き上げる方針を意見書に盛り込んだ上に、戦後の地方自治を支えてきた制度の根幹にかかわる地方交付税の財源保障機能を廃止する提言を行ったのを初め、義務教育費、国庫負担費用の縮小を求めています。さらに、地方分権改革推進会議がまとめた事務事業のあり方に関する意見では、多くの分野で国庫補助負担金の廃止・縮減が提言されており、これらの動向について、地方自治に関連する諸団体が、拳って廃止・縮小に強く反対をしています。とりわけ、全国知事会、全国都道府県議会議長会など6団体が連名

で、国の歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施することは、単なる地方への負担転嫁であり、税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減には反対であるとしています。

こうした中で、今回の都税調答申案が第2章で税源移譲を明確に位置づけ、税源移譲が地方税財政制度の改革に必須のものであり、これがなければ地方主権の確立はあり得ないとしていることについては、政府税調答申や財政制度審議会が来年度予算に向けて、税財源問題でむしろ後退する姿勢をとっている中であって時宜を得たものであり、当然のことと考えます。私どもは、引き続き国・都に対して税源移譲の早急な実現などに向けて、その実現に向けて全力を上げていくことを申し述べさせていただきます、私の意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

【神野会長】 どうもありがとうございました。前回もご意見をいただきましたけれども、最終の調整の中に反映させていただけなかった部分もございます。学会でもなかなか議論のあるところで、例えば地方税は応益原則で行くというのが多分多数説だとは思いますが、応能原則を適用しろというような考え方もないわけではないので、委員のご意見も重々わかりますし、また、確かに現在の日本は格差が広がる方向にあり、これはいろいろ計算の出し方がございますけれども、明らかなことは財政の所得再分配機能が先進諸国の中で最も弱いということは、これは事実でございます。

ただ、最も高いスウェーデンも税制は比例税率でやっても高くなっているというのは、経費の使い方とセットで分配は考えなければならないかというふうに思っておりますので、よろしければ最後にはご評価いただいた部分もございますので、盛り込めなかった部分につきましては、そうした意見があったということをお記させていただくということで、取り扱いさせていただければと思いますので、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

あとはいかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、小委員会の磯部委員長のご努力をもって、とりあえずこちらに出させていただいた案につきまして、皆様方から前回積極的にご議論をいただきました。それで、事務局のご努力でまとめさせていただいておりますので、本日は、この案をもちまして皆様のご了解を得たということにさせていただいて、「案」という文字を削除させていただいて、原案どおりにご了解いただいたということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご了解いただきましたということにさせていただきます、この平成14年度東京都税制調査会答申につきましては、後日、「案」を取りましたものを、先ほど申し上げました付記事項に書かせていただく案文を含めて、正式なものを事務局からお送りさせていただきたいというふうに思います。

事務局から何かございましたら。はい、どうぞ。

【桜井特別委員】 私、これで結構なんですけれども、やはり今後の議論のあり方として、ぜひこの「はじめに」の中で強調されている内容、都市再生のためアドバルーンを上げる、具体的な税のアド

バルーンを上げるのも大事なんですが、やはりこの「はじめに」の中に、国対地方、大都市対地方という対立軸ではなくて、メッセージを発することが大事だとしていまして、この都税調は東京都の税調であると同時に、やはり地方自治体としての今後の税制のあり方を各地方に呼びかけると。どうしても国対地方の議論だけで税制問題を論じられていますが、地方同士でやはり今後の地方財政はあるべきだという議論を進めていく必要があると思うのです。私たちは、縦の議論と横の議論、どのようにして今後の地方財政のあり方を地方と話し合うかということがこの税調の大事な部分なので、その議論も、是非、中心的なものにしていただきたいという意見を述べさせていただいて、了解させていただきます。

【神野会長】 知事がもともと東京都に税制調査会をというふうにお考えになった趣旨にも、そうした点が含まれているかと思しますので、その点含めて、今後継続される場合には申し送りたいというふうに考えております。

【桜井特別委員】 もう一度繰り返しますけれども、交付税がどうするかというのは大事なことで、これはやはり地方からきちっと言わないと、国は今の制度を変えない。そうしないと、地方交付税の会計がパンクする。そのことが地方自治体には大変に大きな問題なので、ぜひ地方との議論ができるメッセージをどうするかという、そういうこともしっかりと議論をしていただければと思います。

【神野会長】 ありがとうございます。次期の税制調査会ができるのであれば申し送りたいと思えますし、事務局のほうを通じて、東京都の今後の税制を作成する上で念頭に置いていただければというふうに思います。

それでは、事務局のほうから何かございましたら、お願いいたします。

【税制調査担当部長】 それでは、私から1点だけご報告をさせていただきます。

東京大学法学部教授の森田朗委員におかれましては、ご本人からの申し出によりまして、都税調委員を辞任することとなりましたので、ご報告を申し上げます。

最後に、事務局を代表いたしまして、主税局長より一言ごあいさつをさせていただきます。

よろしく申し上げます。

【主税局長】 主税局長の安間でございます。事務局を代表いたしまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

神野会長、磯部小委員長を初め委員の皆様方のご尽力によりまして、本年度の答申も無事決定いただきました。誠にありがとうございました。

平成12年6月に本調査会が設置されて以来、これで3年度目の答申をいただくこととなります。委員の皆様方には3年間大変お忙しい中を、調査会運営に一方ならぬご尽力をいただきまして、事務局を代表して心から御礼申し上げます。まことにありがとうございました。

【神野会長】 それでは、これで本日の議事は終わりましたけれども、私のほうから委員の皆様へ感謝の言葉を申し述べたいと思います。

これで、この税制調査会、今もお話がありましたように3年間を迎えてどうにか任務を全うすることができました。本日、ご出席の大塚委員から会長を引き受けるようにというご要請をいただいてか

ら、皆様のご推挙でこの任務に当たらせていただいたわけですが、どうにかまとめられたのは内田副会長、それから磯部小委員長の格段のご努力と、それからここにご参集の委員の方々、小委員会にご参加いただいた方々には大変な時間をいただき、それからまた小委員会そのものも非常に自由闊達に議論ができたと思いますし、そのことがこの3年間にわたる答申に反映できたのではないかとこのように思っております。

それから、特に特別委員の方々には、都のためにお忙しい中を割いていただきまして、熱心にご議論をいただきましたことに本当に感謝をいたしております。

先ほどもちょっとご意見ございましたけれども、私どもは東京都ということの立場だけではなくて、地方税のあり方そのものについて真剣に考えて議論を続けてきたつもりでございますので、先ほどの答申につきまして、水城委員から大変過分なお言葉をいただいておりますけれども、そうしたことは一重にこの委員の皆様のおかげかと思っております。そしてこの答申、東京から発信できているメッセージが全国に拡がり、一つの輪になっていけばというふうに思います。

ただ、現状は、皆様もご存じのとおり大変厳しい状況にございまして、税源移譲を含めて分権がどの程度進むのか、もともとの原点に立ち返るべきで、地方分権を進める意義というのは、ゆとりと豊かさの実感できる社会を実現するために分権を進めようというのが、地方分権推進法の第1条にも明記されておりました。そうした観点から言えば、現在の経済的な不況の非常に大きな原因が、分権が進まずに国民が望むようなサービスがなかなか出にくいということもあることが、重要な要因になっているのではないかと思います。

今後、私が属しております分権改革推進会議を含めて、どの程度の分権が進むかわかりませんが、「夜明けを導かぬ闇夜はない」という言葉を信じて、努力を続けていきたいと思っております。

3年間本当にご協力をいただきましてありがとうございました。委員の方々に厚く御礼申し上げます。

それでは、本日のこの後の予定につきまして、事務局のほうから連絡事項がございましたら、お願いいたします。

【税制調査担当部長】 この後の予定でございますけれども、この会議室におきまして、ただいまご承認をいただきました答申の手交式を行いたいと存じます。

なお、本日は知事が公務により不在でございますので、神野会長より福永副知事にお渡しをいただきたいというふうに存じます。プレス関係者等の入室をいただきますので、準備が整い次第始めさせていただきます。委員の皆様には、恐れ入りますけれども、そのままお席でしばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

(プレス関係者等入室)

【税制調査担当部長】 それでは、東京都税制調査会を代表いたしまして、神野会長より福永知事に答申分をお渡しをいただきたいと思っております。

神野会長、よろしく申し上げます。

【神野会長】 それでは、知事よりご諮問いただきました事項につきまして、本年度の答申として本

日まとめさせていただきましたので、お渡しいたします。

(神野会長から福永副知事へ答申手交)

【税制調査担当部長】 神野会長、どうもありがとうございました。

それでは、福永副知事より一言ごあいさつをお願いします。

【福永副知事】 ただいま、知事の代理といたしまして、神野会長より今年度の答申をお預かりをいたしました。

これまで、3年度間にわたりまして、各委員の皆様方のご努力に敬意を表しますとともに、いろいろとお世話になりましたことを、この場をお借りをいたしまして、深く御礼を申し上げたいと存じます。

東京都税制調査会は、発足当初より国や他の自治体から注目を集め、私どもはこれまで3度にわたる答申をいただいてまいりました。平成12年度には地方主権を支える税財政制度全般について、また、平成13年度には環境問題の解決に向けた新しい環境税制の構築について、そして、今年度は都市再生のための税制が我が国の再生につながるものであるというご提言を頂戴をいたしました。そして、そのいずれもが地方の発展、ひいては我が国の発展につながっていくものであると確信をいたしております。これまでに頂戴をいたしましたご提言を真摯に受けとめ、今後の都政運営に反映をさせていきたいと存じます。本当にありがとうございました。

【税制調査担当部長】 以上をもちまして、すべての予定を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。